

南島原市監査委員告示第1号

南島原市監査基準の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和8年6月3日

南島原市監査委員 伊藤 幸雄

南島原市監査委員 小嶋 光明

南島原市監査基準の一部を改正する告示

南島原市監査基準（令和2年南島原市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第9号中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第18条第1項第5号中「第243条の2の8第8項後段」を「第243条の2の9第8項後段」に改め、同項第7号中「第243条の2の7第2項」を「第243条の2の8第2項」に改める。

附 則

この告示は、令和8年9月24日から施行する。

南島原市監査基準の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(監査等の種類及びそれぞれの目的)</p> <p>第3条 監査等は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第243条の2の9第3項又は公企法第34条において読み替えて準用する法第243条の2の9第3項</u>） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。</p> <p>(10)～(14) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(合議)</p> <p>第18条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第3条第1項第9号の市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査に係る決定及び<u>法第243条の2の9第8項後段</u>の意見の決定</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>法第243条の2の8第2項</u>の意見の決定</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(監査等の種類及びそれぞれの目的)</p> <p>第3条 監査等は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第243条の2の8第3項又は公企法第34条において読み替えて準用する法第243条の2の8第3項</u>） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。</p> <p>(10)～(14) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(合議)</p> <p>第18条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第3条第1項第9号の市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査に係る決定及び<u>法第243条の2の8第8項後段</u>の意見の決定</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>法第243条の2の7第2項</u>の意見の決定</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>